
差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は すぎ法務行政書士事務所 <sugi-will@jcom.home.ne.jp> の代理
送信日時: 2020年4月24日金曜日 8:46
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: 埼玉県行政書士会東入間支部（新型コロナウイルスへの対応について）
添付ファイル: 支部員通知 新型コロナウイルスへの対応について .pdf

各位

おはようございます。
支部総務の杉本でございます。
添付の通り、ご案内致します。
どうぞよろしくお願い致します。

〒356-0052
埼玉県ふじみ野市苗間1-10-11-303
すぎ法務行政書士事務所
特定行政書士 杉本 佳久

――

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。
このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには
higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。
このディスカッションをウェブ上で閲覧するには
https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/001a01d619c9%246321f8e0%242965eaa0%24%40jcom.home.ne.jp にアクセスしてください。

令和2年4月 吉日

埼玉県行政書士会
東入間支部員 各位

埼玉県行政書士会 東入間支部
支 部 長 前 田 清 海
(公印省略)

新型コロナウイルスに対する行政からの支援要請について
長くなりましたが、ご高覧下さい

- 1、新型コロナウイルスの感染拡大は、緊急事態宣言発令後も全く終息の見通しが
見えませんが、国も、国民生活の逼迫打開のため各種の支援救済策を打ち出しま
した。今回の諸施策は大変幅が広く、かつ多くの国民（在留外国人を含む個人・
事業者）を対象としたものであり、各種給付申請や相談等の数は見当もつかない
といった状況です。

かかる状況下、別紙のとおり、今回の事態に対する行政サポートの一環として
総務省自治行政局行政課長名で、各都道府県行政書士担当部署宛に「新型コロナ
ウイルス感染症に係る行政書士の活用について」と題した文書が出されました。
日行連もこれに応じて、各都道府県行政書士会に体制の整備を要請しています。

- 2、東入間支部と富士見市・ふじみ野市・三芳町との協力関係について

- ①、富士見市

去る4月7日、富士見市より、「今後、国から新型コロナウイルスの感染拡
大に伴う支援救済策が発表された場合、住民からの各種給付申請や相談が集中
することも予想されることから、行政書士の皆さんのサポートをお願いできな
いか」といった内容の問い合わせがありました。

早速、産業振興課長と話し合い、「今、多くの人がそれぞれの持ち場で力を
出し合い、社会を支えようとしている中で、われわれ行政書士も、地域住民の
皆さんのお役に立ちたいと思うので是非お手伝いさせて欲しい。」旨お伝えし、
「国の政策内容が決まり次第、行政書士がどの分野で、どのような支援を行う
かを、今後相談しながら進めよう。」ということになりました。

- ②、ふじみ野市・三芳町

富士見市との協議後、4月8日にふじみ野市産業振興課、9日に三芳町総務
課に、「富士見市から支援要請があったこと、東入間支部としてできることは
お手伝いしたい」旨応えたことを伝えました。

両自治体からは、とても喜ばれ、具体的な支援内容については、今後国の施
策内容を見ながら協議することになりました。

3、今後の支部の対応

我々が、何を、どのようなやり方で、どこまでサポートするか、安全対策はどうか等、具体的にはまだ何も決まっています。

今、多くの人が、それぞれの持ち場で、それぞれのやり方で、地域社会を支えようと力を出し合っています。我々行政書士も地域社会のために応分の力を発揮したいと思います。

地域住民の皆さんの支援・相談等については、同じ地域に住み、その地域の事情特性等が良く分かっているその地域の行政書士が前面に出て相談等受けることで、よりきめ細かな配慮ができるのではないかと思います。地域との信頼関係を深める上でも、この機に行政と協力して、住民の皆さんのお手伝いをすることは意義深いことだと思います。

具体的な支援内容が要請されたら、改めてお知らせします。

支部員の皆様のご理解ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

4、本会の対応

県内23支部の中で、行政と支援策について協議した支部は、4月17日時点では、東入間支部だけとのことでした。（関口会長）

ただ、本会事務局には、三郷市・春日部市から問い合わせがあったとのことでした。

本会としては、事務局に対策本部を設置して、各支部・各市町村役場担当者への連絡・指導・助言ができる体制を構築するとしています。費用弁償については、検討中とのことでした。

以上

総行行第 98 号

令和 2 年 4 月 8 日

各都道府県

行政書士関係担当部（局）長 殿

総務省自治行政局行政課長

（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に係る行政書士の活用について

当省では今回の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、日本行政書士会連合会に対して、更なる感染拡大の防止に留意しつつ、地方公共団体から支援の要請があった場合に迅速に必要な対応をとるよう協力を依頼したところです。

日本行政書士連合会から、別添のとおり各種給付申請手続に関する無料電話相談によるサポートなど、同会として支援していく旨の連絡がありましたので、貴都道府県内の市区町村に対してその旨周知をいただくとともに、積極的に活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本件について情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



総行行第 98 号

令和 2 年 4 月 8 日

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長



新型コロナウイルス感染症に係る協力依頼について

新型コロナウイルス感染症に関して、貴会におかれましては、すでに研修会などの各種イベントの開催中止や、事務局職員の時差出勤など、感染拡大防止に向けて適切に対応していただいているものと承知しております。

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大する中、地方公共団体においては、住民に対する支援策等の行政手続について、役所内の窓口に住民を集中させないことに留意しつつ、行政手続の受付を迅速かつ円滑に処理していくことが求められる一方で、住民が的確な支援策等を受けるために各種行政手続に関する相談体制を拡充させる必要があり、そのためには、住民が行政手続を行う際に、様々な行政手続に精通した行政書士が必要書類の作成や各種行政手続に関する相談によるサポートを行っていただくことが重要です。

貴会におかれましては、更なる感染拡大の防止に留意しつつ、地方公共団体から支援要請があった場合に迅速な対応ができるよう各都道府県の行政書士会に支援を要請するなど、支援体制を確保し、地方公共団体の事務の実施に協力していただくようお願いします。